

令和8年度 第1回ニセコ町観光審議会 議事録

1 日 時

令和8年（2026年）6月12日（金） 13:30～15:10

2 場 所

ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席者

委 員 下田委員、伊藤委員、菊井委員（Web参加）、石黒委員、若杉委員（Web参加）、高井委員、玉尾委員 （7名）

ニセコ町 田中町長、山本副町長
（事務局） 商工観光課 馬淵課長、市原参事、八木係長、久保主事、平井主事

オブザーバー 株式会社ニセコリゾート観光協会 森脇事務局次長（Web参加）

4 内 容

（1）田中町長挨拶

令和7年度の観光入込数の統計が公表された。令和6年度と比較してニセコ町の観光入込客数は減少しており、特に道内客の落ち込みが大きい。海外客はニセコ観光圏全体では増加しているが、ニセコ町内についてはやや減少している。冬季が堅調であった一方、夏場の落ち込みが顕著であった。

こうした状況を踏まえ、観光ビジョンに基づく観光審議会での議論を継続しており、本日は宿泊税を主な財源とした事業展開について皆様からご意見をいただき、さらなる磨きをかけて推進したい。

（2）高井委員長挨拶

新しいメンバーも加わり、改めてのスタートとなる。外国人従業員等、外から入ってきた人材をいかに地域の観光プレーヤーとして取り込んでいくかが重要な課題であると感じている。

（3）議題

今回新たに制定するニセコ町宿泊税を財源とした活用事業の補助内容について説明した。事前送付資料の赤字部分（協議事項）を中心に説明した。

〈八木係長〉

【対象者】

宿泊事業者、飲食事業者、スキー場等の観光施設の管理運営者を対象としている。他自治体では宿泊事業者に限定する例が多いが、ニセコ町では観光客を受け入れる飲食事業者や観光施設にも広く活用していただきたいと考えている。

【補助上限額】

上限400万円（各事業の組み合わせ可）。内訳は、宿泊税改正（定率制移行）に伴うシステム導入・改修費用の上限150万円と、夏季観光誘客を目的としたイベント等の上限250万円

を合算した設計としている。

【申請時の確認事項（赤字部分）】

①町の観光政策への協力（宿泊税申告書の閲覧協力または観光入込調査への協力）、②地域との調和（商工会・自治会への加入、ボランティア活動への参加、ニセコルール等の地域ルールの従業員への周知）のいずれかへの該当が条件。

ニセコエリアは国や北海道の観光動向とは異なる動きをしているため、地域としての観光入込数を分析し、マーケティングを強化したい。また、町民の方へ理解いただける取組を行っていききたいとの考えから確認事項を設けている。

（４）意見交換

下記議題について、意見交換を行った。

【補助対応者・上限額について】

〈委員〉

補助対象事業者を宿泊・飲食・観光施設とすること自体は特に問題ない考える。ただし、宿泊税は宿泊者が納める税であることを踏まえると、宿泊者の利便性向上という観点から、商業施設など観光客が利用する施設も対象に含めてよいのではないかという個人的意見がある。補助上限の400万円については、予算の範囲内で事務局が調整されたと理解しており、特に異論はない。

〈委員〉

対象者の枠組みの考え方として、各事業者単位の申請という枠組みを崩すことなく、例えば外国人雇用（特定技能の方の採用にかかるイニシャルコストは1人当たり35～50万円程度）に対して町全体として補助を行い、各事業者が申請できるような仕組みは考えられるか。

〈事務局〉

補助事業とは別に、町の人財確保緊急対策モデル事業補助金がある。新規採用・雇用の継続を条件に、福利厚生の実施や採用活動等に活用いただけるメニューを用意しているため、そちらと合わせてご活用いただきたい。

〈委員〉

また、「じゃらん」「楽天」等OTAを活用したニセコ町全体のクーポン（どの施設でも使えるもの）によるマーケティング施策（秋田県・札幌市での成功事例あり）について、町としてマーケティングフィーを補助する形で活用することは想定されているか。

〈事務局〉

観光協会が実施している「ニセココレクション」がそれに近い取り組みである。観光協会を通じた事業者募集か、町が直接募るかという事業の組み立て方は別途あり得る。全くない発想ではないため、今後の参考とさせていただく。

〈委員〉

対象者の書き方について、宿泊事業者・飲食事業者はイメージが明確だが、「観光施設の管理運営者」という表現は曖昧ではないか。商業施設・商店が含まれる解釈が可能か確認したい。「管理運営」という言葉は経営と管理を分ける近年の流れの中でやや多義的な表現である。

宿泊税の活用については、ニセコ町観光振興ビジョンの中で「町民が観光産業を支持し、観光の経済効果や心の豊かさを実感できる地域を目指す」という考え方が重要だと認識している。農業従事者や交通事業者など、もう少し幅広い対象者設定があってもよいのではない

か。

〈事務局〉

地元の観光関連事業者とそうではない事業者との意識の温度差を埋めることが重要である点は十分に認識している。今回選定した3事業者にあたっては、宿泊税を特別徴収している宿泊事業者をまず主な対象としてクローズアップした上で、補助内容を設計した経緯がある。

ご指摘の点はもっともであり、今後変更の余地があれば内部で検討を進めてまいりたい。

〈委員〉

最終的にこの補助を活用できない事業者が誰なのかが明確でない。例えば観光ガイド業者は、宿泊事業者でも飲食業者でも観光施設でもないが、「観光関連事業」という解釈であれば入るのか。どのような事業者を対象外とする意図があるのかを明確にしたほうが、要綱の書き方も定まるのではないか。

〈事務局〉

他自治体では宿泊税を財源とするため宿泊事業者に限定した例が多く、宿泊事業者から「自分たちが納めた税が他に使われる」と懸念されないかを考慮していた。ニセコ町としては広く活用していただきたいという思いがあり、その点を確認したかった。

〈委員〉

宿泊税の納税者はあくまで宿泊客であるため、宿泊客が利用するあらゆる施設・事業者が補助の対象たり得ると考える。

飲食店であっても宿泊客の利用がほとんどない場合は問題になりうるが、逆に言えばどの施設も宿泊客の利用が一定割合ある。要件を厳密に定めようとしても例外が生じる。「宿泊客をメインとした観光客の利用が見込まれる」という枕書きにすることで、租税論上も問題なく、かつ柔軟に対応できる。対象者の書き方を広く保ちつつ、振り分けは審議プロセスで行うほうが現実的ではないか。

〈事務局〉

用語の書き込みを検討していきたい。

〈委員〉

目的に「町民生活との調和と持続可能な観光振興」とあることから、花火大会・マラソン大会・ハロウィン等、町民も参加できる既存イベントへの補助との関係はどうなるか。

〈事務局〉

既存のイベント（ハロウィン、花火大会等）はそれぞれ独立した補助メニューとして引き続き維持する。今回の補助は、既存メニューでは対応できなかった新規イベントや、既存イベントを拡充する場合に活用していただくことを想定している。

【申請時の確認事項・地域との調和に関する要件について】

〈委員〉

補助金申請にあたり行政への協力を求めることは他の補助要項にも見られるが、「商工会への加入」や「自治会への参加」が地域との調和の証左となるかどうかはやや疑問が残る。ただし、観光統計データの収集・提出については、今後の事業推進において非常に重要であり、これを要件として含めることに異論はない。企業によっては自社情報の開示に慎重な場合もあるため、その点の運用が課題となる。

〈委員〉

確認事項の1・2番目（商工会・自治会加入）はコミュニティへの所属を促す性格であり、3・4番目（ボランティア参加・地域ルール遵守）は行動・姿勢に関するもので、性質が異なる。1・2番目についてはいずれかを必須条件とする一方、3・4番目はエビデンスを求めるか、またはお願いレベルの努力目標として扱い、申請時の任意記載事項とすることで整理できるのではないかと。「従業員へ」という表現は「従業員・顧客」と並記することでモヤモヤが解消されるかもしれない。

〈事務局〉

チェックリスト形式の様式を作成中であり、具体的な活動内容を記載いただく形を想定している。複数の申請が競合した際は、第三者機関（例：観光協会・商工会）の意見も参考にしながら判断する仕組みも検討している。

〈委員〉

「従業員へ地域ルールを遵守させている」という表現が腑に落ちない。ニセコルールはどちらかというとスキー客向けのルールであり、「ここで暮らす従業員が守るべきルール」というニュアンスにはなっていない。「住んでいる従業員が守るべきルール」を整理し直したほうが、申請者としても内容が理解しやすいのではないかと。

〈委員〉

「遵守させている」という表現は努力目標的であり、かつどう判断するかが不明確である。会社全体としてニセコルールを理解し、従業員のみならず宿泊客にも周知するという趣旨であれば、「従業員へ」という限定は不要ではないかと。「いずれかに該当」という構造も、商工会に加入していればニセコルール未遵守でも通るという解釈を許してしまう懸念がある。

〈委員〉

3・4番目の要件については努力目標とするか、または申請者が自社の取り組みを自由に記載できるPR欄（自由PR方式）として運用することが現実的ではないかと。企業規模によって取り組みの形は様々であり、「張り紙をしている」「研修を実施している」等、各事業者のレベルに応じた表現が可能になる。記載内容は補助採択の際の判断材料の一つとすることも考えられる。

〈事務局〉

逆にこういった取り組みをPRいただいた上で、商工会・観光協会と協議しながら採択判断の材料の一つとするオペレーションも考えられる。大変参考になった。

【宿泊税申告データの閲覧について】

〈委員〉

宿泊税の申告データについて、商工観光課での閲覧が現在できないという状況は認識していなかった。観光入込調査への協力とは別に、商工観光課が宿泊税のデータを閲覧できるようにすること（税務課との情報共有）を求めているという趣旨か。

〈事務局〉

現在、宿泊税の申告データは税務課のみ閲覧可能であり、商工観光課は閲覧できない。宿泊税のデータが活用できれば入込調査の省力化が可能となるが、それだけでは国籍別のデータ等は把握できないため、観光入込調査との併用が必要である。

【補助メニュー・予算全体について（資料3：令和8年度当初予算関連）】

〈委員〉

今回の補助事業は令和8年度のみ取り組みか、それとも継続予定か。また補助要綱は毎年見直されるという認識でよいか。昨年11月の第2回観光審議会で示された活用事業案に含まれていたキャッシュレス化や夏のコンテンツ制作等の項目が今回の資料に見当たらないが、これは年度の状況を見ながら追加・更新されていくという理解でよいか。

予算決定の時期と夏のイベント準備との時間軸を踏まえると、情報を早期に共有していただけると事業者として準備が立てやすい。

〈事務局〉

宿泊税改正に伴うシステム補助は令和8～9年度の時限措置を予定している。通常分（イベント・DX等）は継続予定。補助要項は審議会・検討会でご意見をいただきながら毎年ブラッシュアップしていく。令和9年度の予算は今年秋ごろから作成を開始する。

〈委員〉

事前資料を見て、まず補助事業の2,500万円の議論から入ったが、総予算（宿泊税概算額2億）全体の中での位置づけが最初に示されていたほうが全体像を把握しやすかったと感じた。

町民向けの予算が相当額組み込まれていることを共通認識として持った上で、個別の補助事業を議論するほうが入りやすい。

周遊バスやロードヒーティングについて補助率はあるか。観光協会を通じて実施する場合と交通事業者が直接実施する場合との違いについても確認したい。

〈事務局〉

周遊バスについては補助率ではなく上限額を設定している。観光協会を通じて実施する場合は、チラシ作成やテレビCM等のPR機能が活用できるため、現状は観光協会への補助としている。補助対象外経費（振込手数料等）は自己負担となるケースがある。

〈委員〉

資料の見せ方として、宿泊税をどの事業にどれだけ充当しているかを明示する形にしたほうがよい。特に「NPO等支援」の項目は、3番の枠の中で突出して予算が大きく、宿泊者・観光客の受益が見えにくい。

宿泊客の利便性向上に直結する事業（ロードヒーティング、周遊バス、Wi-Fi等）との整合性を見せる工夫が必要ではないか。

〈委員〉

資料の1・2・3・その他という色分けは方向性を示すうえで有益だが、1番が「夏の観光強化」、2番が「冬の国際リゾートの品質向上」といった方向性がひと目でわかるよう、タイトルや説明をより明確にしてほしい。観光振興ビジョンのカラーリングと各メニューのカラーリングを統一し、宿泊税のロゴも継続的に使用することで、関係者への浸透が図れるのではないか。

〈事務局〉

当日急遽配布した資料については、ニセコ町観光振興ビジョンの姿をタイトルに反映させたため、内容がわかりにくい部分があったかもしれない。次回以降修正し、後日共有する。

〈委員〉

また、補助対象事業の「イベント」の定義について、ホテルが地域の工芸品を客室に飾った

り来訪者にお渡しするような継続的な取り組みはイベントとして認められるか。

〈事務局〉

誘客効果や地域住民への還元という観点から該当する可能性はあると考えている。ただし、申請時は、内容を精査した上で、他の申請との比較も踏まえて判断することになる。

〈委員〉

観光振興ビジョンの基本戦略に基づいてメニューを提示するという立て付けにしたほうが、「やりたいメニューがあってSDGsに当てはめた」という印象を回避できる。倶知安町の宿泊税活用の表は非常に見やすかった。6月29日に宿泊事業者向け説明会があるとのことで、ビジュアルや色分けで分かりやすく整理することを推奨する。

既存の補助事業（魅力アップ事業等）は4分の3補助・上限100万円と聞いているが、書類対応等も含めると申請を悩む事業者が多い。今回の宿泊税補助事業は「紙1枚でパンと出せる」ようなシンプルな申請フローにすることで活用が増え、夏の観光振興にもつながる。観光協会への3,600万円の補助についても、観光協会が得意でない分野は各民間事業者の自主的なイベント実施を後押しする仕組みにするほうが効果的ではないか。

〈委員〉

G0タクシー（1,400万円）やNPB連携費（900万円）は広域の取り組みへのニセコ町負担分と理解してよいか。一般の町民の目線では、「他の町のことに使われているのでは」と見える可能性がある点に留意が必要ではないか。

〈事務局〉

ご認識のとおり、G0タクシー1,400万円・NPB等との連携900万円は、ニセコ観光圏全体の総費用のうちニセコ町が負担する分である。各種調査等も含まれている。資料上の見せ方については改善を検討したい。

【審査機関・プロセスについて】

〈田中町長〉

個別の申請が審査困難なケースが生じた場合、判断機関をどこに置くかについて意見をいただきたい。観光審議会でも取り扱うか、部会形式や別機関を設けるか検討したい。また、1年目は役場内部で運用し、課題が生じた際に観光審議会に諮るという運用も選択肢の一つと考えている。

〈委員〉

役場単独で判断した場合、異議が生じたときに「審議会の合議による結論」として説明できないリスクがある。ただし、申請件数がさほど多くなければ運用ベースでの対応も可能ではないか。

宿泊税改正に伴うシステム補助は審議不要とし、通常分（イベント・DX等）については年度ごとに審議会または部会で一括審議する方法が現実的ではないか。

初年度は役場内部で対応し、困難事案が生じた際に審議会に諮る運用でよいかもしれない。

〈委員〉

スピード感が懸念される。2ヶ月に1回程度の開催では夏のイベントに間に合わない可能性がある。書面決議やメール審議を活用することで迅速に対応できないか。

〈委員〉

観光審議会は町長の諮問機関であり、厳密な定足数の規定はないと理解している。新たな

委員会を設置するよりも、既存の審議会をうまく活用することが望ましい。際どい申請案件への対応方法をあらかじめ決めておくことが重要ではないか。

（５）まとめ・今後の対応

〈事務局〉

以下のとおり整理した。

- ① 宿泊税定率制改正への対応（システム補助）については至急着手する。
- ② 通常分（イベント・観光 DX 等）の補助要項については、本日の意見を踏まえてブラッシュアップし、可能な限り早期に委員へ最終案をメールで共有の上、確定する。
- ③ 補助対象者の表現・申請要件については、法的整合性を保ちつつ間口を広げた書き方に見直す。
- ④ 審査プロセスについては、初年度は役場内部で対応し、困難事案発生時は観光審議会に諮る運用とする方向で整理する。

〈田中町長〉

補助対象を幅広くすべきとのご意見は、事務局が最も懸念していた点に対する貴重な指針となった。補助要項・フロー・審査機関のあり方については、今日の議論を土台に積み上げ、ニセコ観光振興ビジョンの実現に向けて柔軟性を持った運用体制を構築したい。

以上